

平成 23 年度業務実績に関する評価

1 概要

評価委員会は、地方独立行政法人法第 28 条に基づき、県立病院機構の平成 23 年度業務実績に関する評価を行う。

なお、評価結果決定後、評価委員会は評価結果を機構に通知するとともに、県に報告し、公表する（県のホームページを通じて公表）。

また、県は、報告内容を県議会（9月議会定例会）に報告する。

2 評価結果案

暫定評価結果（9月末実績値）について年間実績値に時点修正を行い、評価結果案を作成した。

(1) 総括

法人化3年目にあたる平成23年度は、法人化による利点を最大限に引き出すとともに、様々な課題を克服するという挑戦的な戦略を精力的に展開する取り組みの成果が、過去2年に引き続き観察され、中期目標の達成に向けて着実な進展が見られる。

3年連続の黒字決算や、医療従事者の確保努力も一定の成果を示したことから、収支構造の改善と医療の質の向上の両方を目指す方向に適切に向かっていると認められる。

(2) 内容

区 分		評価内容の要旨
法人本部		<ul style="list-style-type: none"> 医療スタッフの教育訓練のため、医療従事者の認定研修を支援する制度の創設や、新たな階層別研修・専門研修・事務職員研修の実施など、好ましい方向に進んでいる。 組織面において、管理部門の整理統合が行われ、業務マニュアル作成・共通化が行われている。
3 病 院	3 病院 共通	<ul style="list-style-type: none"> 看護師の2交代制が制度化され、効果も確認されている。 東日本大震災への医療救護活動として被災地支援が行われた。
	総合病院	<ul style="list-style-type: none"> 3本柱である循環器病、がん治療、救急医療において引き続き<u>医療の提供体制の強化拡充が行われ、十分高い水準を維持している。</u> 卒後臨床研修評価機構の認定や、医師臨床研修マッチングにおいても多くの希望者があるなど、<u>病院の臨床研修体制が高く評価されている。</u>
	こころの医療センター	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急・急性期医療の提供や、在宅医療の強化拡充、先端医療・司法精神医療など、<u>県内の他の医療機関では対応困難な総合的かつ高水準な医療を提供している。</u>
	こども病院	<ul style="list-style-type: none"> 日本でも有数の小児病院として県内外の患者に利用され極めて高い業績を上げており、<u>こどものための総合的な医療を提供する病院として信頼されている。</u> 増加する新生児医療のニーズに対応するため、NICUを増床した点は評価できる。

(3) 課 題

- ・特定分野（麻酔科、放射線科、救急専門医等）での医師不足解消、看護師の必要数の確保努力が引き続き必要である。
- ・プロパー職員の配置も拡大しており、今後の専門性の向上が期待できるが、長いスパンで部署や業務の特性に応じた柔軟な配置・県職員の派遣期間を考えていく必要がある。
- ・県立病院としての機能を果たしていることについての説明責任・透明性の確保のため、さらに様々な試みを積み重ねていくことが望まれる。

(参考) 地方独立行政法人法

第 28 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。